

森林環境税

区分		令和5年度まで	令和6年度から
町税	町民税均等割	3,500円	3,000円
	府民税均等割	1,500円	1,000円
府税	豊かな森を育てる府民税	600円	600円
	森林環境税	-	1,000円
合計		5,600円	5,600円

森林環境譲与税
 与謝野町では、森林経営管理制度の推進や林道整備を実施

森林環境譲与税は、令和元年度から都道府県と市町村に譲与が開始されました。配分額は、自治体の「人口」「私有林人工林面積」「林業就業者数」に応じて決められています。これまでに与謝野町では、約3597万円（令和元年度～5年度）の配分を受けています。市町村は、配分された森林環境譲与税を活用して、「放置された森林の整備」「木材利用の促進」「人材育成・担い手支援」といった事業に取り組んでいきます。



森林経営管理制度
 国土の約7割を占める森林。大切な資源として、適切な管理が求められています

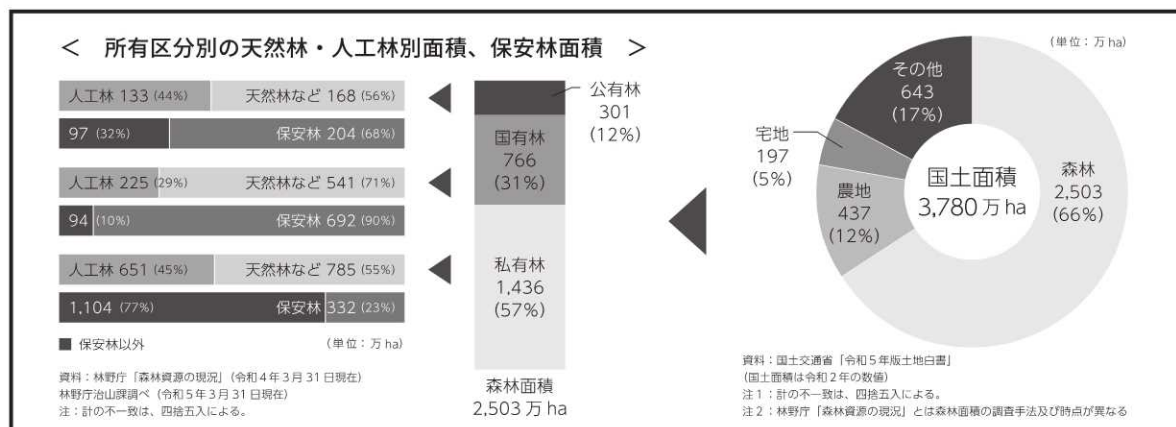
平成31年4月1日に施行された「森林経営管理法」により、森林所有者には、伐採・造林および保育などを実施することにより、適切な森林の経営管理を行う責務が明確化されました。

森林の所有は小規模で、林業の低迷などにより森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われない事態が起っています。森林の適切な管理が行われないと、災害防止や地球温暖化防止など、森林の多面的機能の発揮に支障が生じることとなります。

そのため、放置され適切に管理されていない森林を民間事業者に集積・集約するとともに、それができない森林においては、市町村が経営管理することで、森林の適切な管理と林業の成長産業化の両方を図ることを目的に「森林経営管理制度」ができました。



森林経営管理制度



「特集」
 あなたの森林、
 手入れできていますか？
 ～国民一人ひとりが森を守る～

広報よさの9月号 (No.211) では、森林の持つ機能と役割などについてお伝えしましたが、今月号は、「その森林をどのように守っていくか」、また「森林を守っていくためにできた制度（森林環境税・森林環境譲与税・森林経営管理制度）」などについてお知らせをします。



町ホームページ
 (広報よさの9月号)



森林環境税と森林環境譲与税

森林環境税

適切な森林整備を進め
 国土と国民の生命を守る

令和6年度から、森林環境税の課税が開始され、同時に個人町府民税（住民税）が変わります。森林が有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養など、国民に広く恩恵を与えるものです。適切な森林整備を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足などが大きな課題となっています。

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るため、森林整備などに必要な財源を安定的に確保することを目的に、「森林環境税」および「森林環境譲与税」が創設されました。